

## 宮城県地域周産期母子医療センター認定要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">宮城県地域周産期母子医療センター認定要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 県は、診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）及び地域における周産期医療施設と連携を図り、地域において妊娠、出産から新生児に至る比較的高度な医療行為を行う地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）を認定することとし、その認定に関しては<u>周産期医療の体制構築に係る指針（平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）</u>に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(認定)</p> <p>第2 知事は、県における周産期医療システムの構築のため、別紙「宮城県地域周産期母子医療センター認定指針」（以下「認定指針」という。）に基づき地域周産期センターを認定する。</p> <p>(認定の手順)</p> <p>第3 地域周産期センターの認定を受けようとする医療機関の開設者は、別記様式第1号により知事に申請するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の申請を受けた場合は、認定指針に基づき審査を行い、審査の結果、地域周産期センターの機能等を有していると認められるときは認定するものとし、別記様式第2号により申請者あて通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">宮城県地域周産期母子医療センター認定要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 県は、診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）及び地域における周産期医療施設と連携を図り、地域において妊娠、出産から新生児に至る比較的高度な医療行為を行う地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）を認定することとし、その認定に関しては周産期医療対策事業実施要綱（平成22年3月24日医政発0324第20号厚生労働省医政局長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(認定)</p> <p>第2 知事は、県における周産期医療システムの構築のため、別紙「宮城県地域周産期母子医療センター認定指針」（以下「認定指針」という。）に基づき地域周産期センターを認定する。</p> <p>(認定の手順)</p> <p>第3 地域周産期センターの認定を受けようとする医療機関の開設者は、別記様式第1号により知事に申請するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の申請を受けた場合は、認定指針に基づき審査を行い、審査の結果、地域周産期センターの機能等を有していると認められるときは認定するものとし、別記様式第2号により申請者あて通知するものとする。</p>

## (支援及び指導)

第4 地域周産期センターは、認定指針の定める機能、診療科目、設備等を満たさなくなった場合は、別記様式第3号により速やかに県に報告するものとし、当該報告を受けた県は、当該医療施設に対して適切な支援及び指導を行うものとする。

## (認定の取消し)

第5 第4に定める県による支援及び指導が実施された後も地域周産期センターが改善しない場合は、知事は別記様式第4号により当該医療施設の地域周産期センターの認定を取り消すことができるものとする。

## (その他)

第6 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年2月3日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年10月19日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年11月 日から施行する。

別記様式第1号 (略)

別紙1 (略)

## (支援及び指導)

第4 地域周産期センターは、認定指針の定める機能、診療科目、設備等を満たさなくなった場合は、別記様式第3号により速やかに県に報告するものとし、当該報告を受けた県は、当該医療施設に対して適切な支援及び指導を行うものとする。

## (認定の取消し)

第5 第4に定める県による支援及び指導が実施された後も地域周産期センターが改善しない場合は、知事は別記様式第4号により当該医療施設の地域周産期センターの認定を取り消すことができるものとする。

## (その他)

第6 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年2月3日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年10月19日から施行する。

別記様式第1号 (略)

別紙1 (略)

別紙 2		認定要件の具備状況		
1 (略)				
2 整備内容				
要件		必須要件	努力規定	備考
施設数は、 <u>周産期医療圏に1箇所以上整備している。</u>				
(以下略)				
3 職員				
要件		必須要件	努力規定	備考
小児科（新生児医療）	<u>24時間体制を確保するのに必要な職員</u>			
(略)	(略)			
新生児病室	<u>24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務している。</u>			
	(略)			
	<u>臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。</u>			
	<u>NICUを有する場合は入院児支援コーディネーターを配置するこ</u>			

別紙 2		認定要件の具備状況		
1 (略)				
2 整備内容				
要件		必須要件	努力規定	備考
施設数は、1つ又は複数の二次医療圏に1か所又は必要に応じそれ以上。				
(以下略)				
3 職員				
要件		必須要件	努力規定	備考
小児科（新生児医療）	迅速（おおむね30分以内）に対応が可能な体制を確保するのに必要な職員			
(略)	(略)			
新生児病室	迅速（おおむね30分以内）な対応が可能となる体制で小児科を担当する医師が勤務している。			
	(略)			
	<u>(新設)</u>			
	<u>(新設)</u>			

	とが望ましい			
4 (略)				
5 災害対応				
	要件	必須要件	努力規定	備考
	業務継続計画の策定			
	通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。			
	災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。			
別記様式第2号～別記様式第4号 (略)				

4 (略)				
<u>(新設)</u>				
別記様式第2号～別記様式第4号 (略)				

## 宮城県地域周産期母子医療センター認定指針 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="107 256 170 288">別紙</p> <p data-bbox="286 304 931 336">宮城県地域周産期母子医療センター認定指針</p> <p data-bbox="107 403 1104 531">この指針は、宮城県地域周産期母子医療センター認定要綱（令和2年11月___日施行）第2の規定に基づき、地域周産期母子医療センターの認定に関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="107 547 1104 627">地域周産期母子医療センターは、次の1から4までの要件を具備したものとす。</p> <p data-bbox="107 691 226 722">1 機能</p> <p data-bbox="125 738 1104 1010">(1) 地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、出生体重1,500g以上又は在胎週数34週以降の分娩を行うことができる医療施設を県が認定するものである。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができるものとする。</p> <p data-bbox="125 1026 1104 1201">(2) 地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターからの戻り搬送を受け入れるなど、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。</p> <p data-bbox="107 1265 286 1297">2 整備内容</p> <p data-bbox="125 1313 286 1345">(1) 施設数</p>	<p data-bbox="1135 256 1198 288">別紙</p> <p data-bbox="1344 304 1935 336">宮城県地域周産期母子医療センター認定指針</p> <p data-bbox="1135 403 2132 531">この指針は、宮城県地域周産期母子医療センター認定要綱（平成22年10月19日施行）第2の規定に基づき、地域周産期母子医療センターの認定に関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="1135 547 2132 627">地域周産期母子医療センターは、次の1から4までの要件を具備したものとす。</p> <p data-bbox="1135 691 1254 722">1 機能</p> <p data-bbox="1176 738 2132 1010">(1) 地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、出生体重1,500g以上又は在胎週数34週以降の分娩を行うことができる医療施設を県が認定するものである。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができるものとする。</p> <p data-bbox="1176 1026 2132 1201">(2) 地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターからの戻り搬送を受け入れるなど、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。</p> <p data-bbox="1135 1265 1314 1297">2 整備内容</p> <p data-bbox="1176 1313 1373 1345">(1) 施設数</p>

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センター 1 か所に対して数か所の割合で整備するものとし、周産期医療圏に 1 箇所以上整備することが望ましい。

### (2) 診療科目

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有するものとし、麻酔科及びその他関連診療科を有することが望ましい。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えないものとする。

### (3) 設備

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。

イ 産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい。

- (イ) 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器
- (ロ) 分娩監視装置
- (ハ) 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
- (ニ) 微量輸液装置
- (ホ) その他産科医療に必要な設備

ロ 小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるNICUを設けることが望ましい。

- (イ) 新生児用呼吸循環監視装置
- (ロ) 新生児用人工換気装置
- (ハ) 保育器
- (ニ) その他新生児集中治療に必要な設備

## 3 職員

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センター 1 か所に対して数か所の割合で整備するものとし、1つ又は複数の二次医療圏に 1 か所又は必要に応じそれ以上整備することが望ましい。

### (2) 診療科目

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有するものとし、麻酔科その他関連診療科を有することが望ましい。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えないものとする。

### (3) 設備

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。

イ 産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい。

- (イ) 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器
- (ロ) 分娩監視装置
- (ハ) 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
- (ニ) 微量輸液装置
- (ホ) その他産科医療に必要な設備

ロ 小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるNICUを設けることが望ましい。

- (イ) 新生児用呼吸循環監視装置
- (ロ) 新生児用人工換気装置
- (ハ) 保育器
- (ニ) その他新生児集中治療に必要な設備

## 3 職員

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。

- (1) 小児科（新生児医療を担当するもの）については、24時間体制を確保するのに必要な職員
- (2) 産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む）及びその他の各種職員
- (3) 新生児病室については、次に掲げる職員
  - イ 24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること。

ロ 各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。

ハ 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

ニ NICUを有する場合は入院児支援コーディネーターを配置することが望ましい。

#### 4 連携機能

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

#### 5 災害対策

地域周産期母子医療センターは、災害時を見据えて、下記の対策を行うこと。

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。

- (1) 小児科（新生児医療を担当するもの）については、迅速（おおむね30分以内）に対応可能な体制を確保するのに必要な職員
- (2) 産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む）及びその他の各種職員
- (3) 新生児病室については、次に掲げる職員
  - イ 迅速（おおむね30分以内）な対応が可能となる体制で小児科を担当する医師が勤務していること。

ロ 各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。

(新設)

(新設)

#### 4 連携機能

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

(新設)

- (1) 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画を策定していること
- (2) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくことが望ましい。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。
- (3) 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保することが望ましい。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないものとする。